

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に
係る支援事業）に係る交付申請書の提出について（依頼）

標記について、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課及び同省高等教育局私学部私学助成課から別添
のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業の申請にあたっては、補助金等に係る予算
の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、必
要書類を作成し、提出してください。

記

1 募集対象事業

- ・学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業

2 補助対象経費の範囲及び補助上限額

- ・本事業に係る補助対象経費は、消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費とする。
- ・本事業に係る取組内容は下記のとおりとし、各地域における学校の様々な取組状況に応じて選択するものとする。なお、(ア)及び(イ)のいずれか、又は(ア)、(イ)両方を選択した場合でも、1校当たりの補助上限額は、実施要領2.(3)に記載のとおりとする。

(ア) 学校における感染症対策等支援

学校の教育活動再開等に際して、密閉・密集・密接を回避し、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要となる物品の購入等及び夏季休業期間短縮等に伴う熱中症対策等に係る経費を支援する。

(イ) 子供たちの学習保障支援

児童生徒の学びの保障のため、感染症対策等を徹底しながら、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費を支援する。

※補助対象経費の詳細については、交付要綱及び実施要領並びに「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業Q&A」等をご確認ください。

3 提出期限及び提出方法

(1) 申請の有無及び担当者連絡先等 【提出期限：令和2年7月3日（金）】

- ・「大阪府インターネット申請・申込サービス」により設置校ごとに回答すること。
(HP：<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2020060085>)

(2) 提出書類 【提出期限：令和2年7月3日（金）】

- ・電子メールにより大阪府教育庁私学課小中高振興グループあてに提出すること。
(E-mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)
※電子メールの件名は、「【学校名】学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業 交付申請書の提出について」としてください。
※本補助金に係る申請にあたっては、まずは電子メールにより申請様式を提出いただき、その提出物を文部科学省担当課が確認した後に、郵送での提出について別途連絡が行われます。

4 提出書類

- ① 学校保健特別対策事業費補助金 交付申請書（様式1-4）
- ② 学校保健特別対策事業費補助金 事業計画書（別添1（様式1-4））

※今回の提出にあたっては、公印は不要です。また文書日付は記入済みの「令和2年7月9日」のままとし、変更は不要です。

※収支予算書については、交付申請時において既に補正予算を組んでいる等、本補助金に係る収支が予算書に反映されている場合のみ提出ください。なお、今回の電子メールでの提出時は不要です。郵送提出の際に時に提出してください。

5 留意事項

- ・提出書類①及び②については、申請校ごとに募集対象事業別の様式（Excel ファイル）を用いて作成し、募集対象事業によって、ファイル名を「学校番号_学校名_学校再開」としてください。

※学校番号については、別添の「学校番号一覧」をご参照ください。

- ・文部科学省からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。

（HP：<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>）

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 藤原、井上、石上

電話 06-6941-0351（内線 4852）

E-mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp